新たな専門医制度に対する要望

都道府県は、超高齢社会に対応した地域医療の確保を図るため、地域医療構想の策定に取り組むとともに、地域医療介護総合確保基金等を活用しながら２０２５年に向けた医療提供体制改革を推進しているところであるが、地域医療に欠かすことのできない医師については、その地域偏在及び診療科偏在はいまだ解消されず、地方の大きな課題となっている。

こうした中、現在、(一社)日本専門医機構において検討されている新たな専門医制度については、専門医の質を担保し、患者やその家族にとって受診の良い指針となることが期待されるものの、地方の医師不足や地域偏在、診療科偏在を助長し、地域医療の崩壊を引き起こすのではないかとの懸念が強く示されている。

ついては、地域の関係者の不安を払拭し、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる新たな専門医制度となるよう、次の事項について適切かつ真摯に対応されるよう要望する。

記

１　新たな制度には、国が主体的に関与するとともに、都道府県に役割を求める際には、国、(一社)日本専門医機構、都道府県及び関係機関の役割や権限を法令等で明確に規定し、必要な財源を措置すること。

２　医師の地域偏在及び診療科偏在を助長することのない仕組みを構築するために、それぞれの地域の実情を踏まえた上で、国と（一社）日本専門医機構、基本診療領域学会は、責任をもって、研修施設や定員の設定等を行うこと。

３　地域医療確保の観点から、制度開始までに新たな専門医養成に係る諸課題を解決し、地域の関係者の不安の払拭を図ること。

平成２８年７月２１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久　様
（一社）日本専門医機構　理事長　吉村　博邦　様
各基本診療領域学会　理事長　様

全国知事会　社会保障常任委員会委員長
栃木県知事　福田　富一